

政 策 法 務 研 修 計 画

全庁的な政策法務能力向上のため、流山市における政策法務研修計画を次とおり定める。

1 総論

政策法務研修の体系を次のとおりとする。

(1) 入所1年目

- ア 入所時 新規採用職員研修（2日）
- イ 入所後6か月 新規採用職員フォローアップ研修（1日）
- ウ 初級研修（1.5日～2日）

(2) 入所2年目（2級に昇格して1年目の者対象）

基礎法務研修（12回程度/年）

(3) 入所3年目（2級に昇格して2年目の者対象）

政策法務研修 基礎編（5回程度/年）

(4) 主に3級の者対象

政策法務研修 発展編（5回程度/年）

(5) 政策法務主任対象

政策法務主任研修（6回程度/年）

(6) 全職員対象

全体研修（2回程度/年）

2 各論

(1) 新規採用職員研修（新規採用職員対象）

自治体法務基礎研修（2日）

- 法とは、法の分類、法の体系、裁判の制度、条例と規則、法令読解
技法
- 地方自治法の全体像、地方公務員法の全体像

(2) 新規採用職員フォローアップ研修（新規採用職員対象）

政策法務入門（1日）

- 政策法務とは
- 立法法務、解釈運用法務、争訟法務

(3) 初級研修（4月に2級昇格予定者対象）

- 地方公務員法（半日）
- 地方自治法（1日）
自治体の事務、条例制定権、住民の権利義務、議会、執行機関、財務

(4) 基礎法務研修（2級に昇格して1年目の者対象）

- 到達点 法的な課題に気づく力の習得

行政に必要な基本的な法令の基本的な知識を習得した上で、演習によりその知識を日常の業務で活かすことができるようとする。

年12回程度

憲法

法の支配、法治主義、法律の留保、憲法上の権利と違憲審査、憲法と地方自治

民法

法律行為（意思表示、代理）、時効、期間の計算方法、物権、債権、契約、不当利得、不法行為、親族・相続

刑法

罪刑法定主義

行政法

行政組織法、行政作用法、行政救済法

(5) 政策法務研修 基礎編（2級に昇格して2年目の者対象）

- 到達点：初めて見る法律でも自ら解釈できる力の習得

年5回程度

- 法令の解釈、立法の基礎

(6) 政策法務研修 発展編（主に3級の者対象）

- 到達点：自ら法的な課題を解決する力の習得

年5回程度

- 実際の相談内容を題材に事例の検討

(7) 政策法務主任研修（政策法務主任対象）

- 到達点：自ら法的な課題を解決する力の習得
各課等の行政リーガルドックの実施

年6回程度

- 法律相談のフィードバック
実際の相談内容を題材に事例検討を中心とする。
- 行政リーガルドックの実施
行政手続法に照らして問題がないかなどのチェックを行う。

(8) 全体研修（全職員対象）

- 到達点：全序的な意識づけ

年2回程度

- 個別テーマを定めた研修

3 自治体法務検定の受検

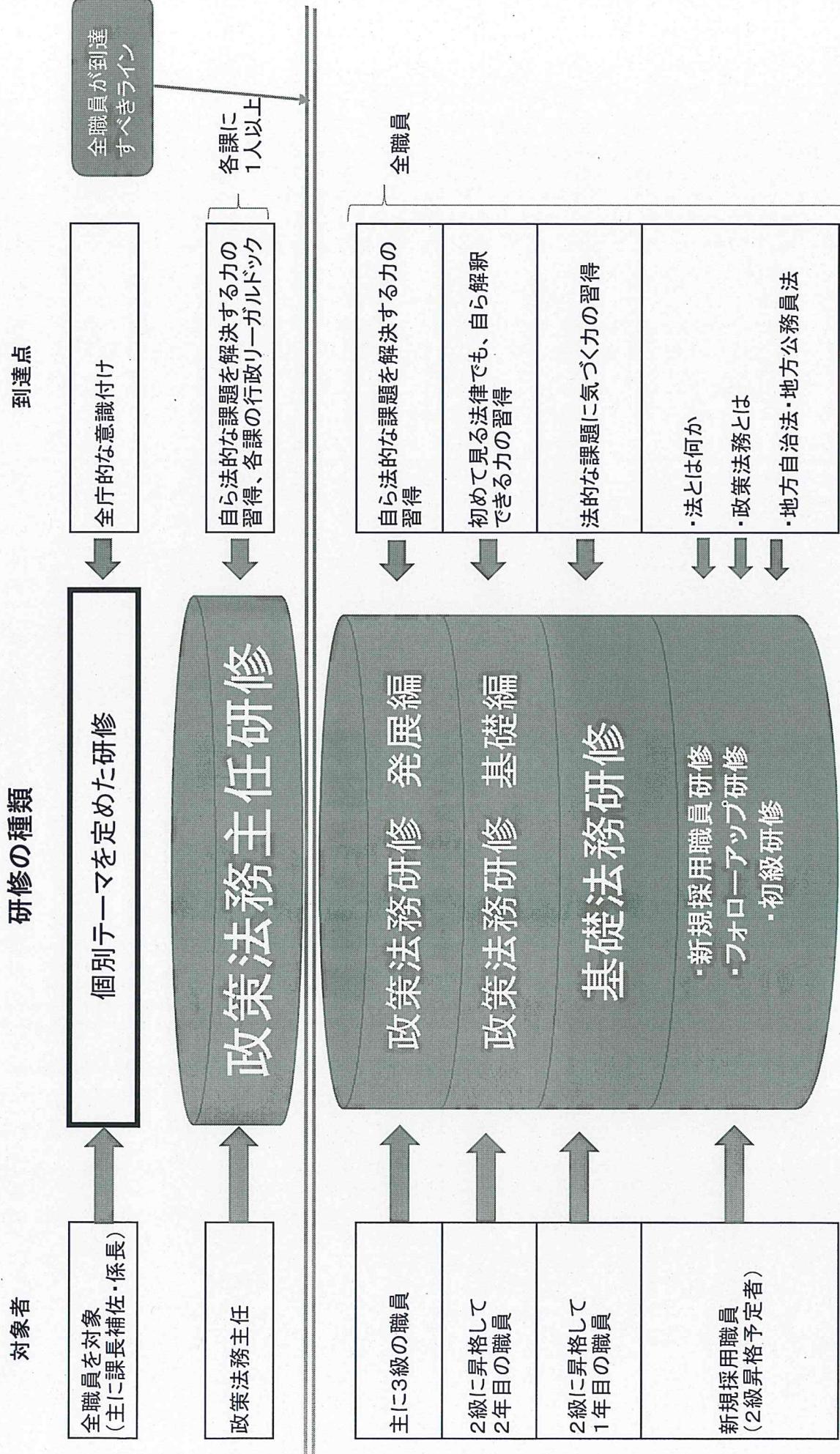
この計画により実施する研修の効果を最大化するため、及び研修内容の理解度を研修の受講者自らが確認できるようにするために、研修に応じできる限り多くの受講者に自治体法務検定を受検させる。

4 実施者等

(1) この計画に定める政策法務研修の実施担当課は次のとおりする。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ア 新規採用職員研修 | (実施担当課 職員研修担当課) |
| イ 新規採用職員フォローアップ研修 | (実施担当課 職員研修担当課) |
| ウ 初級研修 | (実施担当課 職員研修担当課) |
| エ 基礎法務研修 | (実施担当課 総務課政策法務室・職員研修担当課) |
| オ 政策法務研修 基礎編 | (実施担当課 総務課政策法務室) |
| カ 政策法務研修 発展編 | (実施担当課 総務課政策法務室) |
| キ 政策法務主任研修 | (実施担当課 総務課政策法務室) |
| ク 全体研修 | (実施担当課 総務課政策法務室) |

(2) 職員研修担当課及び政策法務室は、連絡調整を密接に行い、研修計画の改定及び職員の政策法務能力の向上に努めるものとする。



			個別テーマ 研修(全職員)
課長補佐			
係長			
11年目以降		政策法務 主任研修	
10年目			
9年目			
8年目	政策法務研修 発展編 (主に3級の職 員を対象)		
7年目			
6年目			
5年目			
4年目			
3年目	政策法務研修 基礎編		
2年目	基礎法務 研修		
1年目	新規採用職 員研修 フォローアッ プ研修 初級研修		